

チェコスロヴァキヤの土地改革

(1) チェコスロヴァキヤの農業の特徴

チェコスロヴァキヤは中東歐のいわゆる人民民主主義諸國のうちでは殆ど唯一の西歐的な國だと云われるが、周知の通り、今次大戦前のチェコスロヴァキヤは工業が高度に發達し、フランスに似た小農の多い國であつた。

チェコスロヴァキヤの農業人口は有業人口の三四% (チェコ二

四%、スロヴァキヤ—五七%)で、例えば、他の中東歐諸國の五〇—八〇%よりはずつと少く、略、フランスに匹敵していた。このことはチェコスロヴァキヤの工業化の程度と農業生産力の高さを示している。チェコスロヴァキヤの農業は穀作(ライ麦、小麦、大麥が播種面積の七〇%、馬鈴薯を加えると九〇%に當る)および甜菜と高度の畜産の結合した集約的なものであり、ヘクタール當り收量は小麥一五・九キントール、ライ麦一七・五キントール(ボヘミヤ—一八・九キントール、二〇キントール、スロヴァキヤ—一四・四キントール、一三・五キントール)に上り、耕地一〇〇ヘクタール當りの家畜數は牛五二頭、豚四〇頭(ボヘミヤ—七一頭、五一頭、スロヴァキヤ—三三頭、三三頭)であつた。役畜以外に家畜らしい家畜を持たず、粗放な穀作の營まれる東歐諸國の農業——例えば、ルーマニアでは小麥のヘクタール當り收量八・九キントール、一〇〇ヘクタール當りの家畜數は牛二五頭、豚一七頭であつた——とは全くそのタイプを異にしていたと云うことが出来る。なおチェコスロヴァキヤは他の東歐諸國のように穀物の輸出國ではなく、若干輸入しておつた。

チェコスロヴァキヤの平均的な農場經營規模は五・二五ヘクタールで大きいとは云えぬが、一農場當りの平均勞働力は一・七人を出ず、東歐農業の最大の悩みである過剰人口の問題はここでは一般には存在しなかつた。だがチェコスロヴァキヤ農業にとつても土地配分の不均衡がないわけではない。殊にスロヴァキヤでは殘存する大土地所有と零細農民や土地を持たない日傭人との對立

がみられた。この國の農業の發展は明かな農民層の兩極分解を示してはいるが、經營數の二八・四%、農地の四三・二%を占める五——五〇ヘクタールの集約的な農民經營（中農および富農）がチェコを中心としてこの國の農業の主要な擔い手となつていた。チェコスロヴァキヤの農業は既に西歐的な水準にあつたと云えよう。

しかし農業人口、家畜數、收量、土地所有や經營形態について既にみた通り、工業が發展し、農業でも資本主義的な關係の進んだチェコと、封建的な關係の殘存するスロヴァキヤでは、農業の性格が異なり、後者はハンガリーやポーランドの一部に近かつた。

註 數字は主として一九三〇年のものであり Doreen Warner, *Economics of Peasant Farming*, 1939, からとつた。

(2) 第一次大戦後の土地改革

チェコスロヴァキヤは第一次大戦の結果生れた國の一つである。チェコスロヴァキヤの西半分すなわちボヘミア、モラヴィヤ、シレヂヤの大部分は舊オースタリー領に、シレヂヤの一部は舊ドイツ領に屬し、東半分すなわちスロヴァキヤとルテニヤは舊ハンガリー領であつた。これらの地域は一八四八年以後に漸く本格的な農奴解放が行われたが、改革はハンガリー領の方がより領主保護的であつた。

舊領時代（一九〇二年）の土地所有關係をみると、ボヘミア、モラヴィヤ、シレヂヤでは經營總數の僅か〇・四四%の地主が四〇・六%の土地を持ち、地主の九〇%はドイツ人（オースタリー人を

含む）であつた。またスロヴァキヤでは一一五ヘクタール以上の所領を持つ地主が經營數の一%、土地の五五%を占めていた。ここでは地主は主としてハンガリー人であつた。同時にこれらの地域の基本的な民族であるチェコ人、スロヴァキヤ人の農民の八〇%は僅か五ヘクタール以下の分與地を持つだけで、それは總農地の一五%にしか當らなかつた。このような外國人地主の存在は土地問題を一層複雑かつ尖锐ならしめていた。

このような土地所有關係のもとでは地主の大農場經營と並んで、分益小作制度が廣く行われ、收穫物の二分の一以上に及ぶ苛酷な物納小作料さえみられた。農民は土地不足と窮乏のあまり都市や國外に逃亡・移住するものが當時年々數萬に及んだ。また大農場では早くから労働問題が発生していた。

第一次大戦におけるドイツ、オースタリー・ハンガリーの敗北、これら外來の支配者に對する民族獨立闘争の結實たるチェコスロヴァキヤ共和國の成立、およびロシア革命の影響は、上記のような土地所有の諸矛盾の爆發、外國人地主排除の氣運を必至ならしめないではおかなかつた。ブルジョア政黨と社會民主黨——農民黨とともに土地改革を主張していた——の連合政權であつた新政府は、全國的に暴動化した農民の土地に對する要求に壓されて、共和國成立以來半歳たらずの一九一九年五月には地主の大地所有地の收用に關する法令を發布した。

法令によると、一五〇ヘクタール以上の農地（耕地、採草地、園地）および一〇〇ヘクタール以上の森林、池等、すなわち合計

二五〇ヘクタール以上の所有地が原則として有償（市價を標準とする）で國家に收用され、農民に分配されることになつてゐた。土地改革の對象になる上記の土地の合計は約四〇〇萬ヘクタール、國土の二八％に當つてゐた。しかし土地改革の實施に當つて農民に分配される筈の土地の六〇％が地主の手に残された。従つて實際に地主の手中から收用された土地は約一七〇萬ヘクタール、國土の一二％にすぎなかつた。土地の分配に當つて、二三・七萬ヘクタールが平均一〇〇ヘクタールを單位としてチェコの富農や都市のブルジョアに賣却され、これらの地域にはいわゆる「残り地」が形成された。さらに六萬ヘクタールが三〇ヘクタール單位として富農に賣られた。また七五萬ヘクタール（主として森林）の土地が國家および團體に譲渡された。だから土地改革豫定地の八〇％以上、約三三〇萬ヘクタールが舊所有者の手にとどまるか、新しく地主や富農に賣られたことになる。もつともこれらの土地の大部分は農地以外の土地であつたとみられる。そして殆どが農地であつたとは云え、結局僅か六四萬ヘクタールの土地が六五萬の農民經營に賣却されたにすぎなかつた。分與地は平均一ヘクタールにも當らなかつたし、分與地の上限は三〇ヘクタールであつたために富農がここでもより多くの土地を得た。分與地に對する支拂價格は國家の收用價格の二倍に當り、十分の一は現金で残りは十年年賦で支拂う定めになつており、土地局は年賦分の半額に當る資金を貸つけたが、土地價格の支拂は農民にとつて過大な負擔であつた。農民の六〇％は全く土地改革の恩典に浴さず、かつ一

九三〇年までに土地改革によつて農民に分配された土地の六〇％は、家産法の存在にも拘らず地主や富農に轉賣されたと云われる。このようにチェコスロヴァキヤの土地改革も、上からの改革の例にもれず、法令自體が不徹底な上に、その實施に當つて多くの歪曲がなされたのである。

しかしともあれ一九一九年の土地改革はチェコスロヴァキヤ農業の資本主義的な發展を押し進めた。一九二一年から三〇年に至る間に五〇——一〇〇ヘクタールの土地を持つ經營數は三一・一％だけ増加し、三〇——五〇ヘクタールの經營數は一〇・七％だけ増加した。このことは富農乃至農村ブルジョアジの形成を示すが、それと同時に改革の際購入した土地に對する農民の負債は一九三五年には三五〇萬クローンに達している。

土地改革の完成は二〇年間を要する豫定であつたが、實質的には一九三〇年に終つてゐた。従つて同年についてみれば、二ヘクタール以下の土地を持つ農家が經營數の四四・二％、經營面積では僅かに四・五％を占めてゐた。この層に屬するものは大多數が日傭人に分與地を持つ労働者の經營であり、役畜も農具もないと云う有様であつた。二一五ヘクタールの農家は經營數の二七％、經營面積の一〇・九％を占めてゐた。この両者が貧農層を形成するが、一經營當りの平均家畜數は馬〇・二頭、羊〇・二頭、豚一・五頭にすぎなかつた。貧農は土地を賃借するか自己の經營外に雇傭の機會を求めなければ生計を維持することは不可能であつた。またチェコスロヴァキヤには八〇萬の農業労働者と土地を持たな

い日傭人がおり、農業人口の四七％に上つていた。農家の一五％が五一〇ヘクタールの土地を持つ中農であり、経営面積の一三・六％を占めていた。一〇―一五〇ヘクタールの土地を持つ富農は経営数の一三・一％に當り、土地および森林の二七・七％が彼等に屬していた。また地主は経営数の一％で土地と森林の四三％を所有していた。また農家の四二・七％は土地を賃借しており、高率の物納小作料（通例收穫の三分の一を越える）や雇役に近い形態の殘存すらみられた。土地以外の生産手段の集積についてみれば、一九三〇年にチェコにおいて経営数の一三・八％に當る地主と富農が土地の六八・八％、馬の七五・七％、牛の五九・四％を所有し、八六・二％の貧中農が土地の三一・二％、馬の二四・三％、牛の四〇・六％を持つていた。

チェコスロヴァキヤ農業の資本主義への道が恐慌と金融資本の農業への侵入を通じて更に進められたことは云うまでもない。

一九三八年九月のズデーテン割譲、三九年三月のドイツ軍のボヘミア、モラヴィヤ進駐とその保護領化、スロヴァキヤの獨立、ルテニヤのハンガリー併合によつてチェコスロヴァキヤ共和國は解體した。占領軍は一九一九年の土地改革の無効を宣言し、舊共和國の農業はドイツの戦争經濟に全面的に従屬せしめられた。

註 第一次大戦後の土地改革については主として A. Герохов, Земельная реформа в народно-демократической Чехословакии (1945—48). Вопросы Истории. No. 11, 1950. によつた。この論文に引用されている數字は田邊勝正『戦後歐

洲に於ける土地制度改革史論』、チエルチンスキー著川上正道譯『現代歐洲における土地制度の研究』の記述とは必ずしも一致しない點が多い。

(3) 第二次大戦後の土地改革

チェコスロヴァキヤは、ロンドンの亡命政權にカトリック黨から共產黨を含むあらゆる政黨が參加していたことから判るように、民族資本の一部も勤勞大衆と手を結んでドイツ侵略者と闘い、かつ傳統的に親ソ的な政策を採つて來たので、一九四五年五月ソ連軍によるチェコスロヴァキヤの解放、共和國の再生と同時に結成された民族戦線および新政權の内部における民族資本勢力の比重が他の東歐諸國に較べて相對的に高かつた。このような事情を反映して、チェコスロヴァキヤの土地改革はその後の階級闘争の發展、權力構成の變化に應じ、三つの段階を経て漸く完成された。土地改革は解放の過程で自然發生的に始められ、民族戦線のコシエ綱領にも既にうたわれていたが、一九四五年五月十九日の布告によつて合法的にその實行に着手された。この布告は一九三九年九月二十九日以降の一切の土地賣買契約を無効とし、ドイツ人、ハンガリー人および侵略者と協力した者の財産―土地を含む―を國家の管理に移した。ドイツ軍の占領中これらの外國人地主や協力的な地主の地位は著しく強められていたのである。

次いで一九四五年六月二日にはドイツ人、ハンガリー人、チェコおよびスロヴァキヤ民族の敵の土地と財産の沒收と分配に關する布告が出された。この布告に基いて土地および森林は、その

地積にある經營用建物、工場、家畜、農具と一緒に無償で沒收され「國民土地局」に移管された。沒收地のうち、五〇ヘクタール以上の森林は國家財産となり、また一〇〇ヘクタール以下の分散した森林は民族委員會（地方權力機關）の管理下に置かれ、残りの土地は悉く分配された。これによつて第一次大戰後の土地改革が解決し得なかつた外國人地主の一扫が實現されたわけである。

土地の分配を受ける權利を持つ國民と社會團體は次の通りであつた。

- 1、八ヘクタール以下の耕地あるいは一二ヘクタール以下の他の任意の土地を分與される權利を持つ日傭人と農業労働者。
- 2、八——一二ヘクタールに達するまで自己の所有地を補充する權利を持つ小土地所有農民。
- 3、一〇——一二ヘクタールに達するまで土地を補充する權利を持つ家族の多い農民。
- 4、社會的目的のために土地の分與を受ける地方自治體および管區。
- 5、分與地を受ける權利を持つ人達の結成する建設、農業その他の協同組合。
- 6、住宅を建設し、あるいは屋敷附屬地で農業を営むために

〇・五ヘクタール以下の土地を取得する權利を持つ企業労働者乃至勤務員と手工業者。

土地は二カ年分の收穫物の價值を越えない低價格（土地の實際の價值の三分の一に近い）で分與され、また事情によつては支拂

期間の延期や無償分與も認められた。

一九四五年七月二〇日には沒收地への移住に關する布告が出され、ドイツ人やハンガリー人の土地には、土地が不足し或は農業に適しない諸州からチエコスロヴァキヤ人が移住した。以前からドイツ人やハンガリー人は國境地方に多く居住しており、第二次大戰後約三二〇萬のドイツ人が國外に追放され（一九四六年十一月一日までに）、約五〇萬のハンガリー人が民族交換協定によつてチエコスロヴァキヤを去つたと云う。また一九三九年來ハンガリーに併合されていたルテナキヤ地方はウクライナ人が多く、一九四五年七月改めてチエコスロヴァキヤからソ連に割讓された。

農民は分與地において自ら労働する義務があり、土地の賃貸借は國民土地局の承認を得た特別の場合にのみ許された。この條項は土地の投機や土地が富農の手に移ることを阻止するのに役立つ。國家は移住者が經營用の建物を設け、家畜や農具を手に入れることが出来るように低利の信用を提供した。

布告の實施、殊に土地分配の實施に當つたのは民族委員會（地方權力機關）附屬の、農民自身によつて選ばれた農民委員會であつた。

これら三つの布告の實施によつて、主としてドイツ人、ハンガリー人の大地主に所屬していた土地および森林二六四萬ヘクタールが沒收され、そのうち一四七萬七〇〇〇ヘクタールが耕地および牧場であつた（國境地方一三八萬ヘクタール）。

一二一萬七一五四ヘクタールの土地が三〇萬五一四八戸の農

家に一戸當り四ヘクタールの割合で分配され、土地を獲得したのは主として農業労働者、日傭人、貧農であつた。但しボヘミア、モラヴィヤ、シレヂヤの國境地方では一五萬八〇〇〇戸の農家が八——一三ヘクタールの土地を得たが、國の内側の地方では貧農は補充的な土地として——二ヘクタールを受取つたにとどまつた。また二二萬三〇〇〇ヘクタールの土地が國家農業企業、社會團體や協同組合に與えられ、森林の大部分一二〇萬ヘクタールが國家に歸屬し、残りの森林は協同組合と地方自治體の農業機關に移された。

以上によつて土地改革の第一段階は終了したわけだが、この結果、中農層の比重は高まり、貧農および土地なき農民の比重は低下した。例えば、チェコ地方で獨立の農業經營は七一%（二七萬二〇〇〇戸）増加し、農業労働者數は一九四七年までに一五萬二〇〇〇人に減少した（一九三〇年——三四萬一二五五人）。しかしこの段階の土地改革は、既にみた通り、國境地帶の外國人地主の所有地の沒收とそこへの農民の移住を主たる内容とし、地主的土地所有の全般的な廢棄を意圖しておらず、従つて一四〇萬ヘクタールの農地、すなわち全農地の約二〇%が依然として地主の手中に残され、一方多數の農民は相變らず土地不足に悩み、地主の土地を小作しなければならぬ状態におかれていた。但し政府は一九四六年五月には小作料に關する法律を採擇し、これを五〇%引下げたし、一九四五年來穀物およびホップの買上に當つて小中農、富農、五〇ヘクタール以上の地主に對し、夫々別個の價格を採用

している。

以上の土地改革は、重要産業および銀行の國有化（一九四五年十月發令、四六年初より實施——有償）と並んで、國家社會黨のベネツシユを大統領、社會民主黨のフィルリッゲルを首相、共產黨のゴットワルドを副首相とする連立政權によつて實施された。チエコスロヴァキヤは他の東歐諸國のようにひどい戰災を受けておらず、以上のような經濟諸變革は比較的安定した進行振りをみせていたし、連立政權は政治的にはソ連に接近しながらも、經濟的には西歐諸國との傳統的な關係を維持、増進する政策を採つておつた。

だが土地改革についても無論、地主・富農勢力の反抗がなかつたわけではない。殊に封建的な關係が根強く殘存していたスロヴァキヤでは一九四五年六月の土地改革による沒收豫定地七〇萬ヘクタールのうち、最初の八カ月間に實際沒收されたものは僅か一五萬ヘクタール、農民に分配されたものは五萬ヘクタールにすぎなかつた。このような土地改革サボタージュの事實は、スロヴァキヤ人は永い間チエコのブルジョアジーに壓迫され、今次大戰中は獨立國になつていた關係もあつて、そのチエコ人に對する民族感情には複雑なものがあり、解放後も共和國政府とは別個に、スロヴァキヤ民族會議が内政面に廣汎な自治權を持ち、特にその中で反動勢力が根を張つていたことを示すものであり、その後一九四六年五月の總選舉の際に遅れた農民層やカトリック教會を基盤とする民主黨が得票の六〇%を集め、一九四七年秋にはスロヴァ

キヤの分離獨立の陰謀が發覺したこととながりを持つてゐる。

一九四六年五月の總選舉で共產黨は第一黨となり、ゴットワルドを首班とする連立内閣が成立した。共產黨出身のデユリス農相は同年九月次の六つの法案を提出した。

(一) 一九一九年の土地改革の再檢討の實施。

(二) 土地改革による新土地所有者の土地臺帳への登記。

(三) 大土地所有者の狩獵についての獨占的權利の廢止。

(四) 土地の分散、富農への移動を制限する目的を持つ繼續法の調整。

(五) 農業二カ年計畫遂行に當つての農民援助。

内 農民所有地の交換分合。

右のうち最も重要な法案は一九一九年の土地改革の再檢討に關するものであつた。一九一九年の土地改革が實施に當つて種々の歪曲が加えられ、規定以上の土地が地主の手中に残されたことは既に述べたが、今回の法案は一九一九年の規定を改めて地主の所有地に嚴密に適用し、さらにこの際いわゆる「残り地」や寺院の所有地を一掃しようとするものであつた（寺院は三四萬ヘクタールの農地と森林を所有し、そのうち、スロヴァキヤ一四萬ヘクタール、チェコ二〇萬ヘクタールであつた）。また法案は、農民への分與地の下限が設定されない地域（分與地の下限は甜菜地帶五ヘクタール、穀物地帶八ヘクタール、馬鈴薯・穀物地帶が一〇ヘクタール、牧場地帶が一五ヘクタールであつた）では一九一九年の規定以下の地主所有地の買上げもおも認めていた。

デユリスの提出した法案は農民同盟の全面的な支持を得たが、議會での審議は國家社會黨、國民黨、民主黨の反對によつて進捗しなかつた。

一九四七年四月農民の代表者達はグラデツクに集つて、デユリスの六法案の外に、(1)耕作に直接關與しない者の五〇ヘクタール以上の土地および自ら耕作しない者のすべての土地の買上げ、(2)農家の所得に應ずる單一農業税の設定、(3)貧農の課税免除と地主および富農に對する高率課税、(4)農民に對する社會保險の適用、(5)農民に對する低利の短期および長期の信用供與、(6)農業協同組合の民主化と地主および富農のその指導部からの排除、(7)國營MTSの設置による農業の機械化、等のより急進的な條項を附加したグラデツク綱領を作成し、その實施を議會と政府に要求した。

結局、一九一九年の土地改革再檢討法案は一九四七年七月一日にやつと議會を通過したが、その施行は手續き上のことで遅れ、一九四八年一月七日政府によつて初めて承認された。この法案が完全に實施されたのは一九四八年二月の政變後のことであつたがその結果、九五萬一七五六ヘクタールの土地が沒收され、そのうち一二萬七〇二五ヘクタールの耕地が一〇萬三一〇戸の貧農に分配され、一〇萬ヘクタール以上の耕地が國家農場に移つた。さらに國家は七〇萬ヘクタール以上の森林を取得した。またこの法案と前後してデユリス農相の提出した他の法案も議會を通過した。土地改革の第二段階は以上をもつて終了した。土地改革と對應して一九四七年初から國民經濟復興二カ年計畫が實施された。こ

の計畫は一九四八年末までに國民經濟の總生産を一九三七年より一〇％増加し、遅れたスロヴァキヤの工業化を進めることを目標としていた。また一九四七年夏には工業および銀行の國有化が一體完了し、國有化部分の比重は工業労働者數の六六％、工業生産高の七五％を占めるに至つた。

一九四七年の夏チェコスロヴァキヤは破局的な旱魃を経験した。そのために同年の農業所得は二五％減少し、收量は計畫の六一％にしか達せず、穀物の市場出廻りは異常な困難に陥り、農村ではこれを契機として階級闘争が激化した。この危機はソ連から穀物四〇萬トン、飼料二〇萬トン、人造肥料六萬トンを輸入することによつて切抜けられたが、同年七月十日チェコスロヴァキヤが歐洲經濟復興會議への参加を急に取消したことは、この問題とも深い關係があり、その後のチェコスロヴァキヤの内外政治における親ソ一邊倒政策への轉換のブローグをなすものであつた。

土地改革の第三段階はマサリック外相の自殺に象徴された「二月事件」をもつてはじまる。二月事件は國家保安隊の改組問題に關する國家社會黨、國民黨、民主黨出身關係の辭職をきつかけとして捲き起つた。當時共產黨と協力していた社會民主黨出身關係が二派に分れたため共產黨の閣内における立場は不利になつてゐたと云われる。共產黨を中心とする民族戦線は直ちに全國の官廳企業、團體に「行動委員會」を組織し、全國家機關の活動の直接管理に移つた。その結果、共產黨出身關係の數を倍加した新ゴツトワルド内閣が成立し、議會は三月二日には地主的土地所有の

完全廢棄を期する新土地改革法を、また四月には五〇人以上の労働者を有する工場、および一切の重要工場の國有化に關する法律を採擇した。同年五月の總選舉は、ソ連式の全く競争候補のない方法の採用によつて當然共產黨の壓倒的勝利に歸し、次いで新憲法の發布、社會民主黨と共產黨の合同が行われ、六月にはゴツトワルドが大統領に就任した。二月事件は一つの革命にも比すべきものであり、この事件を契機にしてチェコスロヴァキヤはいわゆる人民民主主義の方向に決定的な一步をふみ出すに至つた。

新土地改革法（農地および森林財産の長期調整法）は、五〇ヘクタールを越える土地および農業に従事しない者のすべての土地を農具および不動産とともに國家が買上げることが規定されている。しかし労働者、手工業者、勤務員には二ヘクタール以下の土地が、土地からの収入を最低の生計維持に必要とする者には四ヘクタール以下の土地が残されたし、寺院には三〇ヘクタール迄の土地所有が認められた。無論この法令は國家、社會團體、協同組合には適用されないが、協同組合の組合員一人當りの土地が五〇ヘクタールを越える場合はその部分についてののみ買上げがなされた。

國家の土地買上價格は十年間の平均市場價值あるいは買上時の市場價值の二割引であり、主として債券によつて支拂われた。なお地主の土地賣却収入は國家の監督下に置かれ、税金を課する建前であつた。

土地の分與を受ける者は第一段階の土地改革の場合とはほぼ同一であつた。七〇萬ヘクタール以上の耕地と森林が地主から沒收さ

れ、そのうち三七萬ヘクタールが小中農および一部の農業労働者に分配され、残りの土地は國家農場と社會團體の手に歸屬した。

以上によつてチェコスロヴァキヤの土地改革はすべて完了し、地主的土地所有は全く一掃されたわけである。収用地の面積は、第一段階二六四萬ヘクタール、第二段階九五萬ヘクタール、第三段階七〇萬ヘクタール以上で合計四三〇萬ヘクタールに上り、ネドレヅフが四四〇萬ヘクタールと記しているところにはほ近い。分配に當つては、農地の壓倒的部分すなわち約一七〇萬ヘクタールが貧農、農業労働者および一部の中農に與えられた。彼等は土地と一緒に農具と家畜、場合によつては建物おも手に入れた。労働者と勤務員は個人用の建物や屋敷附屬地農業用の土地として約五萬ヘクタールを受けとつた。五三萬ヘクタールの農地と二〇〇萬ヘクタール以上の森林が國家の手に移り、約二五萬ヘクタールの農地と森林が社會的な目的(公園、競技場、休息の家の設置など)のために地方自治機關と社會團體に譲渡された(以上の合計は四五三萬ヘクタールになり、収用地の面積とは一致しない)。

第一次大戦後の土地改革が四〇〇萬ヘクタールの土地すなわち國土の二八%を解放する豫定のところ、實際には一七〇萬ヘクタールすなわち國土の一二%しか解放しなかつたことは先にみた通りであるが、第二次大戦後の土地改革は四四〇萬ヘクタールすなわち國土の三二%を解放した。上述によれば、このうち解放農地の面積は二三〇萬ヘクタール内外とみられるから、それは全農地の三二%位に當るであらう——但しこの計算はルテナヤのソ連併

合を考慮してない。

註 サンタースは H. Пухов. Аграрное преобразование в народно-революционных странах. "Вопросы Экономии", No. 10, 1949 の没收地四三二萬六千ヘクタール、うち農民に分配されたもの二五〇萬ヘクタール以上となす數字をあげ、これはチェコスロヴァキヤの土地の一八一・九%に近いと述べ、やむに註に於いて H. Пухов の數字は幾分高きに失すると評してゐる (Irwin Sanders, Changing Status of the Peasant in Eastern Europe, The Annals of American Academy, September 1950)。

土地改革の數字には矛盾が多いが、没收地や分配地の範疇が明かでなく、かつチェコスロヴァキヤの土地に關する基本的な統計が手元にないので、差當りそれらの點については検討し得ない。

土地改革によつてチェコスロヴァキヤの農村に起つた經營階層別の変化は第七表の通りである。

第七表によれば、經營數および經營面積の増加したのは一ヘクタール以下、五一〇ヘクタール、一〇—二〇ヘクタールの經營階層である。

一ヘクタール以下の階層の増加は労働者および勤務員の小土地の取得と一九三〇—四五年間の中貧農の土地の一部の喪失の結果である。チェコのように工業の發達した地域では以前から農業農家の零細經營が多數存在していたが、殊に土地改革後の零細經

第7表 1930—1949年のチェコスロヴァキヤ農村における社會的經濟的變化

經營規模 (ヘクタール)	1930年		1949年		1930年を100とし た1949年の増(+) 減(-)%
	經營數	%	經營數	%	
1以下	439,403	28.6	488,724	32.4	+ 11.2
1〜2	240,100	15.62	206,636	13.7	- 13.9
2〜5	403,883	26.4	350,904	23.3	- 13.1
5〜10	239,590	15.6	255,293	16.9	+ 6.6
10〜20	140,527	9.1	158,847	10.6	+ 13.1
20〜50	57,060	3.7	35,159	2.3	- 38.4
50以上	15,081	0.98	11,489	0.8	- 23.8
計	1,535,644	100.0	1,507,097	100.0	- 1.9
	經營面積	%	經營面積	%	同上
1以下	203,176	1.6	231,492	2.0	+ 13.9
1〜2	358,724	2.9	317,391	2.3	- 11.5
2〜5	1,357,287	11.1	1,239,615	10.6	- 8.7
5〜10	1,697,361	13.8	1,880,856	16.0	+ 10.8
10〜20	1,912,698	16.3	2,214,831	18.9	+ 12.8
20〜50	1,603,491	13.1	1,032,992	8.8	- 35.6
50以上	5,043,840	41.2	4,810,264	41.4	- 4.6
計	12,226,955	100.0	11,729,441	100.0	- 4.1

註 1. «Statistický Zpravidaj» 1950年 第2號

2. 1930年はザカルパト・ウクライナを含まず

A. Недорезов “Земельная реформа в народно-демократической Чехословакии (1945—48),より引用

營は壓倒的に工業労働者、勤務員、手工業者の副業經營になつており、分與地を持つ農業労働者、零細小農層の經營の占める比重は極めて少い。

五——一〇ヘクタールの階層の増加は貧農および農業労働者に對する土地分與のためである。一方、一——五ヘクタールの階層は減少してはいるが、この貧農層はなお經營總數の約三七%を占めている。

一〇——二〇ヘクタールの中農層の増加もやはり貧農への土地分與によるが、この層の増加は特に國境地帯の移住農民に多くみられる。

二〇——五〇ヘクタールの富農層は土地改革の結果、著しく減少した。

五〇ヘクタール以上の經營はかつては殆んど地主所有地であつたが、土地改革後は主として國有の森林地や農地となつてゐる。國有地における國家的な經營が農業における社會主義的セクターであることは云うまでもあるまい。

また農業労働者の大多數が土地を得て農民となつたので、農業労働者の數は一九四七年八月の二三萬九四五一一人から五〇年の中頃には一二萬五〇〇〇〇人に減少した（うち國家農場の労働者は六萬三〇〇〇〇人）。これは一九三〇年に比較すれば六分の一に減少したことを意味する。

これまでにみたところから明かなように、チェコスロヴァキヤの土地改革は、東歐の人民民主主義諸國のそれに同じく、

ソ連の場合に比較して次のような特徴を有する。土地改革は、第一に、赤軍の進駐（チェコスロヴァキヤでは赤軍の撤収は比較的早かつたが）とソ連の強力なバックアップの下に行われた。このことは土地改革にともなう混乱がある程度防止するのに役立つ。第二に、土地の私有が認められており、チェコスロヴァキヤの憲法には「個人、共有者、共同で經營を営む家族の私的財産たり得る土地の最大量は五〇ヘクタールに等しい」と銘記されている。第三に、先の表からも判明する通り、チェコスロヴァキヤでも土地の均分化が徹底的に進められず、富農層、貧農層が相當多數残っている。第二および第三の特徴は資本主義要素を含む連立政權としての人民民主主義の成立過程を反映すると同時に、當面の生産力維持の狙いを持つものとみられよう。

なおグラデツ綱領で、デユリス農相の六法案の外に附加された諸項目は、新土地改革法およびその後の政府の施策を通じてほぼ實行に移された。

土地改革の結果は僅かに經營規模別階層の變化にみられるのみで、農業生産力や農家所得に及ぼした影響を測定することは未だ困難だが、一方ソ連式の集團化、機械化の方法によつて農業に社會主義的生産諸關係を樹立しようとする方向は四八年二月以來特に明確に現われている。

ソ連のソフホーズに比すべき國家農場の面積は一九四八年二月の九萬二〇〇ヘクタールから年々急速に増加し、五〇年三月には五三萬ヘクタール、すなわち全農地の七％に達している。國家

農場の平均規模は一五〇〇ヘクタールである。

M.T.S.の數は一九四七年にはただの四〇であつたが、一九五〇年初には二六四、支所を加えると四三五に増加した。またトラクターは一九四九年末二萬七〇〇〇臺であつたが、五カ年計畫によつて一九五三年までには四萬五〇〇〇臺に増加する見込である。トラクターの馬力數は不明であるが、五三年にはチェコスロヴァキヤの農業は全面的に機械化され得るものとみて差支えあるまい。

生産協同組合の發展は東歐諸國に比し遅れていたが、一九四九年二月には從來存在していた各種の協同組合を單一農業協同組合に改組する法律が發布された。單一農業協同組合は一九四九年五月には二〇八、準備委員會二三七〇であつたが、その後急増して五〇年九月には夫々三八九一、一六二二となつている。組合員數も十數萬に達していると云われる。一九四九年秋の資料によれば、スロヴァキヤにおいて組合員の四九・八％が五ヘクタール以下、二五・二％が一〇ヘクタール以下、八％が一五ヘクタール以下、一％が二〇ヘクタール以下の土地を有し、残りの組合員は労働者および勤務員であつた。單一農業協同組合は現在のところ主として購買販賣組合の機能を果たしているが、組合員の土地の共同耕作、生産協同組合への發展の事例も既に多く見出される。生産協同組合には三つの形態が現存しているが、第一の形態のものは生産物の分配は組合員の提供した土地に對してなされており、目下のところこれが大多數を占めている。第二の形態のものは組合

員の提供した労働と土地の夫々に對して生産物の分配がなされている。第一および第二の形態の生産協同組合では土地は組合員の私有で、地代が支拂われており、未だ社會主義的な協同形態とは云えない。第三の形態のものはソ連のコルホーズと同じく、土地その他の生産手段は共有であり、生産物の分配は労働に應じてのみなされているが、この形態は未だ極めて稀である。

一方、このような社會主義的な諸傾向の發展に對應して、富農に對する壓迫が強化されている。今日富農は從來認められていたMTSのサービスや協同組合から排除されており、税金、信用、供出、工業製品の取得等についても極端な差別待遇を受け、さらに富農の有する大型機械やトラクターを國家が強制的に買上げて單一協同組合やMTSに移す措置がとられ、供出その他の義務を怠つた場合には土地を沒收された事例すらみられる。

一九四九年末チェコスロヴァキヤでは社會主義セクターが工業生産の九八%、建設の九四%、運輸の九五%、外國貿易および國內卸賣商業の一〇〇%に及んでおり、農業集團化の社會的前提は既に與えられていると云えよう。

一九四九年から開始された本格的な五カ年計畫は、かかる農業の集團化、機械化への歩み、富農壓迫強化の政策に對應するものであり、五カ年間に工業生産高を五七%増加し、就中、生産財生産部門を六六%、機械工業を九三%増加する見込みである。なお農業生産については一五%の増加が豫定されている。チェコスロヴァキヤの工業においては從來繊維、皮革、陶器、ガラス、食料

品等の輕工業が大きな比重を占め、西歐市場にその製品を輸出していたが、戦後これらの部門の原料輸入と生産が制限され、五カ年計畫を通じて重工業偏重の再編成が急激に進められており、同時に一九四八年二月以來貿易の方向が從來の西歐中心からソ連圏中心に切り換えられたことは、チェコスロヴァキヤの國民經濟を異常な困難に陥れ、國民生活に甚大な影響を與えた。一九五〇年チェコスロヴァキヤの貿易に占めるソ連および人民民主主義諸國の割合は五〇%であり、西歐との經濟關係を速かに絶ち切ることの困難を語っている。チェコスロヴァキヤは五カ年間に工業労働者の數を二〇%増加する計畫であると云うが、農村に大きな過剰人口を持たず、またドイツ人の追放によつて多くの熟練労働力を喪つた事情を考慮するならば、今後の工業發展にとつて労働力の問題はネックとなりかねないものとみられる。チェコスロヴァキヤではパン、麥粉、菓子等の配給制は一九四九年十月以來廢止されていたが、最近再び配給制の復活が傳えられている、このことは五カ年計畫と農業の集團化が異常な經濟的諸困難の中で強行されつつあることを示唆するものであらう。

註 第二次大戰後の土地改革については主としてA. Hejzlovskyの前掲論文によつた。

第二次大戰後のチェコスロヴァキヤの全般的な政治經濟の動向については、世界經濟研究所編『人民民主主義の成立と發展』、外務省調査局『戦後の東歐諸國事情』、ジョン・ガンサー著木下秀夫譯『ソ連勢力圏の内幕』、The Annals of the

American Academy of Political and Social Science
(Moscow's European Satellites) September, 1950.
A. Лерер. Развитие народного хозяйства Чехословакии.
Внешняя Торговля, No. 11; 1950.
参照一六。(1951年・10) (丸字)